

廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法

① 廃止する大学等の概要

	入学定員	収容定員
成蹊大学大学院		
法務研究科法務専攻	30人	90人

所在地：東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目3番1号

学生募集の停止の時期：平成29年4月1日

(一般に公表した時期：平成27年12月25日)

② 廃止の事由

大学院法務研究科法務専攻については、平成27年12月24日付文部科学大臣宛の文書により、法科大学院への志願者の減少が続く中、本学法務研究科の志願者及び入学者の確保が困難であるため、平成29年4月1日から学生募集を停止し、在学生の修了を待って廃止する旨を報告していた。これに基づき、平成29年4月1日をもって学生募集を停止した。このたび、令和3年3月31日付で最後の在学生在が修了することとなり、ついでに、大学院法務研究科法務専攻を廃止する。

年度	志願者数	入学者数
平成28年度	39	10
平成27年度	32	6
平成26年度	65	15
平成25年度	104	31

③ 学生の処遇

大学院法務研究科法務専攻を廃止するまでの間、従来と同様の教員組織を維持することで、授業及び履修指導体制の質を維持するなど、在在学生への教育条件の維持について、万全を尽くした。

④ 教職員の処遇

(教員)

6名については任期満了により令和3年3月31日をもって退職し、その他4名については所属変更(移籍)により引き続き本学に在籍する。なお、当該所属変更の内訳は、法学部法律学科に3名、大学共通に1名である。

(事務職員)

常駐の事務職員は3名であったが、1名については任期満了により令和3年3月31日をもって退職し、その他2名については配置換えを行い、引き続き同一組織内の事務部署に在籍する。

⑤ **施設設備の処置**

法務研究科専用施設であった大学西1号館については、今後の用途は未定である。また、大学西1号館内に併設されていた法科大学院図書室は、令和3年5月31日をもって閉室するが、当該図書室についても今後の用途は未定である。

⑥ **学籍関係書類の保存方法**

学籍業務を所管する教務部において、学籍原簿（紙媒体）等を永久保存する。

⑦ **廃止の時期**

令和3年4月1日

基本計画書

基本計画								
事項	記入欄						備考	
計画の区分	大学院の研究科の廃止							
フリガナ設置者	ガ ッ コ ウ ホ ウ ジ ン セ イ ケ イ ガ ク エ ン 学校法人 成蹊学園							
フリガナ大学の名称	セ イ ケ イ ダ イ ガ ク 成蹊大学 (Seikei University)							
大学本部の位置	東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目3番1号							
大学の目的	成蹊大学大学院は、成蹊学園建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること及び高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。							
新設学部等の目的	大学院法務研究科法務専攻については、平成27年12月24日付文部科学大臣宛の文書により、法科大学院への志願者の減少が続く中、本学法務研究科の志願者及び入学者の確保が困難であるため、平成29年4月1日から学生募集を停止し、在学生の修了を待つて廃止する旨を報告していた。これに基づき、平成29年4月1日をもって学生募集を停止した。このたび、令和3年3月31日付で最後の在学生が修了することとなり、ついでには、大学院法務研究科法務専攻を廃止する。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限 年	入学定員 人	編入学定員 年次 人	収容定員 人	学位又は称号	開設時期及び開設年次 年 月 第 年次	所在地 東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目3番1号
	法務研究科 【Graduate School of Legal Apprenticeship(Law School)】 法務専攻 【Legal Apprenticeship】	3	— (30)	—	— (90)	法務博士 (専門職) 【Juris Doctor】	平成29年4月 第1年次 (学生募集停止)	
	計		(30)	—	(90)			
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	別紙のとおり							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数		
		講義	演習	実験・実習	計			
		科目	科目	科目	科目	単位		

教 員 組 織 の 概 要	学 部 等 の 名 称	専任教員等						兼 任 教 員 等
		教授	准教授	講師	助教	計	助手	
新 設	法務研究科 法務専攻	— (10)	— (0)	— (0)	— (0)	— (10)	— (0)	— (0)
	計	(10)	(0)	(0)	(0)	(10)	(0)	(0)
既 分	経営学部 総合経営学科	(22)	(2)	(2)	(1)	(27)	(0)	(40)
	経済学部 経済数理学科	(7)	(1)	(1)	(0)	(9)	(1)	(37)
組 織	経済学部 現代経済学科	(11)	(2)	(1)	(1)	(15)	(0)	(50)
	理工学部 物質生命理工学科	(14)	(1)	(1)	(9)	(25)	(0)	(70)
設 の	理工学部 情報科学科	(10)	(6)	(0)	(12)	(28)	(0)	(73)
	理工学部 システムデザイン学科	(12)	(6)	(0)	(9)	(27)	(0)	(79)
概 要	文学部 英語英米文学科	(9)	(1)	(0)	(0)	(10)	(1)	(48)
	文学部 日本文学科	(6)	(1)	(0)	(0)	(7)	(0)	(41)
分	文学部 国際文化学科	(6)	(2)	(1)	(1)	(10)	(0)	(45)
	文学部 現代社会学科	(6)	(1)	(1)	(0)	(8)	(0)	(42)
要	法学部 法律学科	(12)	(1)	(2)	(1)	(16)	(0)	(62)
	法学部 政治学科	(12)	(0)	(0)	(1)	(13)	(0)	(67)
分	理工学研究科 理工学専攻	(37)	(12)	(1)	(0)	(50)	(0)	—
	経済経営研究科 経済学専攻	(17)	(3)	(2)	(1)	(23)	(0)	—
概 要	経済経営研究科 経営学専攻	(18)	(2)	(1)	(1)	(22)	(0)	—
	法学政治学研究科 法学専攻	(12)	(1)	(1)	(0)	(14)	(0)	—
分	法学政治学研究科 政治学専攻	(13)	(0)	(0)	(0)	(13)	(0)	—
	文学研究科 英米文学専攻	(10)	(1)	(0)	(0)	(11)	(0)	—
要	文学研究科 日本文学専攻	(6)	(2)	(0)	(0)	(8)	(0)	—
	文学研究科 社会文化論専攻	(14)	(4)	(0)	(0)	(18)	(0)	—
分	教養教育	(11)	(3)	(1)	(0)	(15)	(0)	(299)
	教職課程	(5)	(1)	(0)	(0)	(6)	(0)	(17)
要	大学共通 大学附属機関等	(1)	(0)	(14)	(0)	(15)	(0)	(18)
	計	(271)	(53)	(29)	(37)	(390)	(2)	(—)
概 要	合 計	(281)	(53)	(29)	(37)	(400)	(2)	(—)
	職 種	専 任		兼 任		計		
教 員 以 外 の 職 員 の 概 要	事 務 職 員	— 人 (139)		— 人 (87)		— 人 (226)		
	技 術 職 員	— (1)		— (1)		— (2)		
	図 書 館 専 門 職 員	— (5)		— (16)		— (21)		
	そ の 他 の 職 員	— (0)		— (38)		— (38)		
要	計	— (145)		— (142)		— (287)		

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計			
	校 舎 敷 地	m ²	m ²	m ²	m ²			
	運 動 場 用 地	m ²	m ²	m ²	m ²			
	小 計	m ²	m ²	m ²	m ²			
	そ の 他	m ²	m ²	m ²	m ²			
合 計	m ²	m ²	m ²	m ²				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計			
		m ²	m ²	m ²	m ²			
		(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)			
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設			
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)			
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称			室 数			
					室			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	
	法務研究科	()	()	()	()	()	()	
	計	()	()	()	()	()	()	
図書館		面積 m ²	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数			
体育館		面積 m ²	体育館以外のスポーツ施設の概要					
経 費 の 見 積 及 び 持 続 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
	教員1人当り研究費等							
	共同研究費等							
	図書購入費							
	設備購入費							
	学生1人当り 納付金	第1年次 千円	第2年次 千円	第3年次 千円	第4年次 千円	第5年次 千円	第6年次 千円	
学生納付金以外の維持方法の概要								
大 学 の 名 称		成蹊大学						
学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地
経済学部	年	人	年次 人	人		倍		東京都武蔵野市 吉祥寺北町三丁目3番1 号
経済経営学科	4	—	—	—	学士 (経済学)	—	平成 16年度	令和2年度より学生 募集停止
経済数理学科	4	80	—	160	学士 (経済学)	1.04	令和 2年度	
現代経済学科	4	150	—	300	学士 (経済学)	0.98	令和 2年度	
理工学部						0.99		
物質生命理工学科	4	125	—	516	学士 (理工学)	0.98	平成 17年度	平成30年度入学定員 増(3人)及び令和2年 度入学定員減(8人)
情報科学科	4	150	—	568	学士 (理工学)	0.98	平成 17年度	平成30年度入学定員 増(4人)及び令和2年 度入学定員増(16人)
システムデザイン学科	4	125	—	516	学士 (工学)	1.00	平成 17年度	平成30年度入学定員 増(3人)及び令和2年 度入学定員減(8人)
文学部						1.01		

既設大学等の状況	英語英米文学科	4	121	—	502	学士 (文学)	1.00	昭和40年度	令和2年度入学定員減(9人)
	日本文学科	4	84	—	348	学士 (文学)	1.05	昭和40年度	令和2年度入学定員減(6人)
	国際文化学科	4	110	—	440	学士 (文学)	0.98	平成12年度	
	現代社会学科	4	105	—	430	学士 (文学)	1.03	平成12年度	令和2年度入学定員減(5人)
	法学部						1.02		
	法律学科	4	280	—	1120	学士 (法学)	1.02	昭和43年度	平成30年度入学定員増(5人)
	政治学科	4	160	—	640	学士 (政治学)	1.03	昭和43年度	平成30年度入学定員増(5人)
	経営学部						1.08		
	総合経営学科	4	290	—	580	学士 (経営学)	1.08	令和2年度	
	理工学研究科 理工学専攻								
	博士前期課程	2	70	—	140	修士(理工学) 又は 修士(工学)	0.87	平成21年度	
	博士後期課程	3	10	—	30	博士(理工学) 又は 博士(工学)	0.16	平成21年度	
	経済経営研究科 経済学専攻								
	博士前期課程	2	6	—	12	修士 (経済学)	0.41	平成19年度	
	博士後期課程	3	3	—	9	博士 (経済学)	0.11	平成19年度	
	経営学専攻								
	博士前期課程	2	10	—	20	修士 (経営学)	0.50	平成19年度	
	博士後期課程	3	3	—	9	博士 (経営学)	0.00	平成19年度	
	法学政治学研究科 法律学専攻								
	博士前期課程	2	8	—	16	修士 (法学)	0.00	昭和45年度	
	博士後期課程	3	4	—	12	博士 (法学)	0.00	昭和47年度	
	政治学専攻								
	博士前期課程	2	4	—	8	修士 (政治学)	0.12	昭和47年度	
	博士後期課程	3	2	—	6	博士 (政治学)	0.00	昭和48年度	
	文学研究科 英米文学専攻								
	博士前期課程	2	8	—	16	修士 (文学)	0.12	昭和46年度	
	博士後期課程	3	4	—	12	博士 (文学)	0.25	平成10年度	
	日本文学専攻								
	博士前期課程	2	8	—	16	修士 (文学)	0.37	昭和46年度	

博士後期課程	3	4	—	12	博士 (文学)	0.00	平成 3年度
社会文化論専攻							
博士前期課程	2	8	—	16	修士 (学術)	0.12	平成 3年度
博士後期課程	3	4	—	12	博士 (学術)	0.16	平成 3年度

附属施設の概要	<p>名称：成蹊大学図書館 目的：図書その他の資料の収集及び管理をし、教職員、学生等の利用に供すること 所在地：東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目3番1号 規模：11925.03㎡ 設置年月：昭和42年4月</p>
	<p>名称：成蹊大学高等教育開発・支援センター 目的：教育の質的向上に資する全学的な学修・教育支援施策の企画及び実施並びに教育活動の継続的な改善の推進及び支援、教育研究環境の整備 所在地：東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目3番1号 規模：308.49㎡ 設置年月：平成26年4月</p>
	<p>名称：成蹊大学アジア太平洋研究センター 目的：アジア太平洋地域に関連する各分野の学際的・国際的共同研究の推進及びその研究成果の社会への還元並びに国際学術交流の促進 所在地：東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目3番1号 規模：698.82㎡ 設置年月：昭和56年4月</p>
	<p>名称：成蹊大学国際教育センター 目的：大学における国際教育を円滑に推進すること 所在地：東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目3番1号 規模：377.38㎡ 設置年月：平成16年4月</p>
	<p>名称：成蹊大学キャリア支援センター 目的：全学的な見地から全学生に対してキャリア教育の推進を図るとともに、個々の学生の進路、就職等に関する支援を行うこと 所在地：東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目3番1号 規模：606.12㎡ 設置年月：平成18年4月</p>
	<p>名称：成蹊大学ボランティア支援センター 目的：大学における学生及び教職員によるボランティア等の地域・社会貢献並びに地域交流活動に対する意識の高揚を図り、学生及び教職員が行うボランティア活動等について支援すること 所在地：東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目3番1号 規模：151.19㎡ 設置年月：平成26年4月</p>
	<p>名称：成蹊大学教職課程センター 目的：、教職に関係する事項を全学的に統括し、教職を志す学生の履修から教員採用まで一貫した指導体制により支援すること 所在地：東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目3番1号 設置年月：平成30年10月</p>
	<p>名称：成蹊大学サステナビリティ教育研究センター 目的：成蹊学園サステナビリティ教育研究センターと連携して、ESDの普及啓発、地球環境及び地域環境に関わる研究の活性化並びに環境教育及び環境啓発活動を行うこと 所在地：東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目3番1号 設置年月：平成30年4月</p>
<p>名称：成蹊大学Society 5.0研究所 目的：技術革新の進展が社会文化に及ぼす影響を幅広く研究することにより、これからの技術進歩のあり方及び人材育成方法を探求し、その成果を広く社会に還元することを通じて、豊かな社会の構築に貢献すること 所在地：東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目3番1号 設置年月：令和2年4月</p>	

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人成蹊学園の沿革

1906(明治39)年	中村春二 本郷西片町に学生塾を開塾(翌年「成蹊園」と命名)
1912(明治45)年	成蹊実務学校を池袋に創立(1927年閉校)、「凝念」開始
1913(大正2)年	「心の力(心力歌)」完成(全8章 小林一郎作)
1914(大正3)年	成蹊中学校を池袋に開校(1929年閉校)
1915(大正4)年	成蹊小学校を池袋に開校
1917(大正6)年	成蹊実業専門学校を池袋に開校(1925年閉校) 成蹊女学校を目白に開校
1919(大正8)年	「財団法人成蹊学園」設立
1921(大正10)年	成蹊高等女学校開校(女学校を改組、1948年閉校)
1924(大正13)年	池袋から吉祥寺へ移転 新校舎完成(現本館)
1925(大正14)年	成蹊高等学校(七年制)開校(1950年閉校)
1947(昭和22)年	新制 成蹊中学校開校
1948(昭和23)年	新制 成蹊高等学校開校
1949(昭和24)年	成蹊大学開学(政治経済学部)
1951(昭和26)年	財団法人成蹊学園を「学校法人成蹊学園」に改組
1962(昭和37)年	大学 工学部開設
1964(昭和39)年	小学校・中学校 「国際特別学級」設置(1995年「国際学級」と改称)
1965(昭和40)年	大学 文学部開設
1966(昭和41)年	大学 大学院工学研究科開設
1968(昭和43)年	大学 経済学部および法学部開設(政治経済学部を改組)
1970(昭和45)年	大学 大学院経済学研究科開設 大学院法学研究科開設(1972年 法学政治学研究科と改称)
1971(昭和46)年	大学 大学院文学研究科開設
1972(昭和47)年	大学 大学院経営学研究科開設
1981(昭和56)年	大学 情報処理センター設置(～2002年) アジア太平洋研究センター設置
1988(昭和63)年	学園史料館開館
1993(平成5)年	大学 国際交流センター設置
1999(平成11)年	学園情報センター設置(2002年大学情報処理センターを統合)
2004(平成16)年	学園国際教育センター設置(大学国際交流センターを改組) 大学 大学院法務研究科(法科大学院)開設 経済経営学科開設(経済学科と経営学科を統合)
2005(平成17)年	大学 理工学部開設(工学部を改組)
2007(平成19)年	大学 大学院経済経営研究科開設(経済学研究科と経営学研究科を統合)
2009(平成21)年	大学 大学院理工学研究科開設(工学研究科を改組)
2010(平成22)年	大学 情報センター設置(学園情報センターを改組)
2012(平成24)年	学園創立100周年 学園ガバナンス改革により、専務理事を廃し学園長・常務理事制度を導入
2014(平成26)年	大学 ボランティア支援センター設置 高等教育開発・支援センター設置(情報センターを改組) 中学校 創立100周年
2015(平成27)年	小学校 創立100周年
2018(平成30)年	学園 成蹊学園サステナビリティ教育研究センター設置 大学 成蹊大学サステナビリティ教育研究センター設置 成蹊大学教職課程センター設置
2019(令和元)年	学園 ユネスコスクールに認定される

	大学 創立70周年
2020(令和2)年	大学 経済学部経済数理学科、経済学部現代経済学科及び経営学部開設（経済学部経済経営学科を改組） 成蹊大学Society 5.0研究所設置
2021(令和3)年	大学 大学院法務研究科(法科大学院)廃止

成蹊大学大学院学則（改正後）

制 定 昭和41年3月18日
文 部 大 臣 認 可

第1章 総則

(目的)

第1条 成蹊大学大学院（以下「本大学院」という。）は、成蹊学園建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること及び高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

2 本大学院は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について研究科ごとに定める。
(自己点検及び評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

3 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

(情報の公表)

第2条の2 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

(課程、修業年限等)

第3条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

3 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

4 博士前期課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合で、教育研究上の必要があるときは、標準修業年限を1年とすることができる。

第4条 削除

(在学期間)

第5条 修士課程及び博士前期課程の在学期間は、4年を超えることができない。ただし、第3条第4項に定める博士前期課程の在学期間は、2年を超えることができない。

2 博士後期課程の在学期間は、6年を超えることができない。

3 再入学した者の在学期間は、再入学前の在学年数を通算して、前2項の年数を超えることができない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第7条の3に定める長期履修学生の在学期間については、各研究科規則において別段の定めをすることができる。

(研究科及び専攻)

第6条 本大学院に次の研究科及び専攻を置き、修士課程、博士課程の別は、課程の欄に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	課程
理工学研究科	理工学専攻	博士課程
経済経営研究科	経済学専攻	博士課程
	経営学専攻	
法学政治学研究科	法学専攻	博士課程
	政治学専攻	
文学研究科	英米文学専攻	博士課程
	日本文学専攻	
	社会文化論専攻	

2 博士前期課程において、第3条第4項に定める教育を行う場合で、通例の時間又は時期と併せて第9条の2に定める教育方法により教育上支障を生じないときは、各研究科規則の定めるところにより、標準修業年限を1年とする履修上のコース（以下「1年制コース」という。）を置くことができる。

(収容定員)

第7条 各研究科の収容定員は、次の表のとおりとする。

[博士課程]

研究科	専攻	前期課程		後期課程		合計 収容 定員
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	
理工学研究科	理工学専攻	70	140	10	30	170
経済経営研究科	経済学専攻	6	12	3	9	21
	経営学専攻	10	20	3	9	29
	計	16	32	6	18	50
法学政治学研究科	法学専攻	8	16	4	12	28
	政治学専攻	4	8	2	6	14
	計	12	24	6	18	42
文学研究科	英米文学専攻	8	16	4	12	28
	日本文学専攻	8	16	4	12	28
	社会文化論専攻	8	16	4	12	28
	計	24	48	12	36	84
合	計	122	244	34	102	346

(教職課程)

第7条の2 この大学院に、教育職員免許法による教職課程を置く。

2 教職課程に関する規則は、別に定める教職課程規則による。

(長期にわたる教育課程の履修)

第7条の3 職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを入学時に希望する者があるときは、各研究科規則の定めるところにより、許可することができる。

2 前項の許可を得た学生を長期履修学生と称する。

3 長期履修学生に関する事項は、この学則及び各研究科規則で定めるもののほか、別に定める規則による。

第7条の4 削除

第2章 教育課程等

(教育課程の編成方針)

第8条 各研究科は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう努めるものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第8条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(研究指導、授業科目及び履修方法)

第9条 各研究科における研究指導並びに授業科目、単位数及び履修方法は、各研究科規則の定めるところによる。

2 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

(教育方法の特例)

第9条の2 各研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、各研究科規則の定めるところにより、通例と異なる特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の計算方法)

第10条 各授業科目の単位の計算については、成蹊大学学則第36条の規定を準用する。

(授業の方法)

第10条の2 授業の方法については、成蹊大学学則第36条の2の規定を準用する。

(単位修得の認定)

第11条 単位修得の認定は、試験又は研究報告等により行う。

(成績評価等)

第11条の2 授業科目の成績評価は、上位よりS（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、F（59点以下）の5段階をもって表示し、Fを不合格、その他を合格とする。なお、単位認定科目はT、履修中止はWと表示する。

2 前項の成績評価による学業結果のうち、修了に必要な単位として算入することのできる授業科目（Tの成績評価を受けた授業科目を除く。以下この条において同じ。）の学業成績を総合的に判断する指標として、評定平均値（Grade Point Average。以下「GPA」という。）を用いる。

3 GPAは、修了に必要な単位として算入することのできる授業科目の成績評価のうち、Sに4.0、Aに3.0、Bに2.0、Cに1.0、Fに0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、修了に必要な単位として算入することのできる授業科目の総履修登録単位数で除して算出する。

4 学位論文又は特定の課題についての研究（以下「特定課題研究」という。）の成果の審査及び最終試験の判定は、合格、不合格の2種類とする。

5 各研究科は、第1項及び前項に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(他大学院又は外国の大学の大学院における履修等)

第12条 各研究科において教育研究上有益であると認めるときは、学生が他大学の大学院又は外国の大学の大学院（制度上これに相当するものを含む。以下「外国の大学院」という。）の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、第13条又は第14条に規定する単位として10単位を超えない範囲で、各研究科規則の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなすことができる。

3 各研究科において教育研究上有益であると認めるときは、他大学の大学院又は研究所等（外国の大

学院又は研究所等を含む。以下「他大学の大学院等」という。)と協議の上、学生が当該他大学の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることができない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第12条の2 各研究科において教育研究上有益であると認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えない範囲で、各研究科規則の定めるところにより、第13条又は第14条に規定する単位として算入することができる。

第3章 課程の修了及び学位の授与

(修士課程、博士前期課程の修了要件)

第13条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、大学院に2年(1年制コースにあつては、1年)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、各研究科は、当該課程の目的に応じ、修了要件のうち修得すべき単位を、30を超える数の単位とすることができる。

(博士課程の修了要件)

第14条 博士課程の修了要件は、大学院に5年(修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、各研究科規則に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 1年制コースを修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、各研究科規則に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、各研究科規則に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期限を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

(修了の認定)

第14条の2 前2条に規定する修了要件を満たした者については、成蹊大学学位規則の定めるところにより、当該研究科教授会の議を経て、学長が課程の修了を認定する。

(修了の時期)

第14条の3 修了の時期は、学年の終了日とする。ただし、前期の終了日までに第13条又は第14条に規定する修了要件を満たした場合は、これを前期の終了日とすることができる。

(学位の授与)

第15条 修士課程及び博士前期課程を修了した者には、学長は、修士の学位を授与する。博士課程を

修了した者には、学長は、博士の学位を授与する。

- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を修了しない者についても、学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、その関係専攻分野に関し本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力学識を有すると確認した場合には、授与することができる。

(学位論文等の審査、最終試験等)

第16条 学位論文又は特定課題研究の成果の審査、最終試験その他学位に関し必要な事項は、成蹊大学学位規則の定めるところによる。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第17条 学年、学期及び休業日は、成蹊大学学則の定めるところによる。

- 2 教育上特別の必要がある場合には、前項の休業日に授業又は研究指導を行うことができる。

第5章 入学、休学、復学、留学、研究科・専攻の変更、転学、退学、再入学及び除籍

(入学時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

(修士課程及び博士前期課程の入学資格)

第19条 修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣が指定した者
- (9) 各研究科の定めるところにより、大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、当該研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 各研究科の定めるところにより、当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
(博士後期課程の入学資格)

第20条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣が指定した者

(6) 各研究科の定めるところにより、当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの
(入学志願の手続)

第21条 入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、定められた期日までに提出しなければならない。

(入学の許可)

第22条 入学を志願した者に対しては、選考の上、入学を許可する。考査及び選考の方法は、別に定める。

2 前項の規定による入学の許可は、当該研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第23条 入学を許可された者のとるべき手続については、成蹊大学学則第26条の規定を準用する。

(休学)

第24条 病気その他の理由により、3カ月以上就学することができない場合は、所定の願書を提出し、当該研究科教授会の議を経て、学長の許可により休学することができる。

2 休学中の者が復学を希望する場合は、所定の願書を提出し、当該研究科教授会の議を経て、学長の許可により復学することができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第24条の2 休学中の者が復学を希望する場合は、所定の願書を提出し、当該研究科教授会の議を経て、学長の許可により復学することができる。

(留学)

第25条 第12条第1項及び第3項の規定に基づき、外国の大学院又は研究所等で授業又は研究指導を受けることを希望する者は、留学することができる。

2 前項の規定による留学の許可は、当該研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

3 前項による留学期間は、次のとおりとする。

(1) 博士前期課程(修士課程を含む。)及び博士後期課程において、それぞれ1年を超えることができない。ただし、博士後期課程において、特別の事情がある場合には、さらに1年以内の延長を認めることができる。

(2) 第5条、第13条及び第14条に定める在学期間に算入する。

4 その他留学に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科又は専攻の変更)

第25条の2 研究科の変更を願い出た者については、関係研究科の研究科長の下承を得て、選考の上、許可することがある。

2 前項の規定による研究科の変更の許可は、転入する研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

3 研究科内において専攻の変更を願い出た者については、当該研究科教授会の議を経て、学長が専攻の変更を許可することがある。

(転学)

第26条 他大学の大学院から転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

2 本大学院の学生で、他大学の大学院に転学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、許可を得なければならない。

3 前2項の規定による許可は、当該研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

(退学)

第27条 病気その他の理由により、退学しようとする者は、所定の願書を提出し、当該研究科教授会の議を経て、学長の許可により退学することができる。

(再入学)

第28条 本大学院を中途退学した者又は次条第2号の規定により除籍された者が、同一研究科に再入学を志願するときは、選考の上、再入学を許可することがある。

- 2 前項の規定による再入学の許可は、当該研究科教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 再入学の時期は、許可された年度の翌年度始めとする。ただし、教育上特別の必要があると認める場合には、再入学の時期を許可された年度の後期の始めとすることができる。

(除籍)

第29条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該研究科教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 在学期間が所定の年数を超える者
- (2) 授業料等の納付金又は在籍料を滞納し、催告してもこれに応じない者

第6章 入学検定料、入学金及び授業料等の納付金

(納付金)

第30条 入学検定料、入学金及び授業料等の納付金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 休学中は、授業料等の納付金を納入しなければならない。ただし、休学期間が学期の全期間にわたる場合には、その学期について納入すべき授業料等の納付金の納入を要せず、別表第2に定める在籍料を納入するものとする。
- 3 留学中は、留学期間が学期の全期間にわたる場合には、その学期について納入すべき授業料等の納付金を減額する。
- 4 退学する場合には、退学の日の属する学期について納入すべき授業料等の納付金又は在籍料を納入しなければならない。
- 5 授業料等の納付金及び在籍料の納入に関して必要な事項は、別に定める規則による。
- 6 納入した授業料等の納付金及び在籍料は、原則として返還しない。
- 7 在学中に納入すべき授業料等の納付金その他の納付金が改定された場合は、改定後の額を納入しなければならない。

第7章 賞罰

第31条 賞罰については、成蹊大学学則第13章の規定を準用する。

第8章 教員組織及び運営組織

(授業及び研究指導担当)

第32条 本大学院における授業（研究指導補助を含む。）及び研究指導は、次項の各号に掲げる大学院担当資格を有する専任教員が担当する。ただし、各研究科が教育上必要と認めるときは、専任以外の教員を授業担当に充てることができる。

- 2 専任教員の大学院担当資格は、次の各号に定める教員のうちから、各研究科の定める基準により発令するものとする。

(1) 修士課程及び博士前期課程

ア 授業担当は、教授、准教授、講師及び助教とする。

イ 研究指導担当は、教授及び准教授とし、講師及び助教については、特に優れた業績を有する等特段の事情がある場合を除き、発令しない。

(2) 博士後期課程

ア 授業担当は、教授及び准教授とする。

イ 研究指導担当は、教授とする。ただし、特に優れた業績等を有する場合には、准教授を含めることができる。

(教員の役割分担及び連携体制の確保)

第32条の2 各研究科は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

(研究科長)

第33条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、学長を補佐し、当該研究科に関する校務をつかさどる。
- 3 研究科長の選任等に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科教授会)

第34条 研究科に、研究科教授会を置く。

- 2 研究科教授会は、当該研究科の大学院担当資格を有する専任の教授をもって構成する。ただし、当該研究科が必要と認める場合には、当該研究科の大学院担当資格を有する専任の准教授、講師及び助

教を構成員とすることができる。

3 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

4 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 研究科教授会に関する規則は、別に定める。

第35条 削除

第9章 研究指導施設

第36条 本大学院に学生研究室、演習室及び実験実習室を置く。

2 本大学の施設は必要に応じ、学生の研究及び指導のために使用することができる。

第10章 厚生保健施設

第37条 本大学院の学生は、成蹊大学学則に掲げる厚生保健施設を使用することができる。

第11章 研究生、聴講生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生、聴講生、委託生及び科目等履修生)

第38条 研究生、聴講生、委託生及び科目等履修生に関しては、特に定める場合のほか、成蹊大学学則第9章の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第39条 本大学院と他大学の大学院との協定に基づき、当該他大学の大学院の学生が本大学院において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、各研究科において、特別聴講学生として履修を許可することができる。

(外国人留学生等)

第40条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学（研究生、委託生及び科目等履修生として入学する場合を除く。）を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、本大学と外国の大学院との協定（大学間の協定において、大学院への入学を認める場合を含む。）に基づき本大学院に入学を志願する者があるときは、当該協定に基づき、外国人協定留学生として入学を許可するものとする。

(研修料等の納付金)

第41条 研究生、聴講生、委託生及び科目等履修生の研修料等の納付金の額は、別表第3に定めるとおりとする。

2 前項に規定する納付金及び外国人留学生の授業料等の納付金の納入に関し必要な事項は、別に定める規則による。

3 特別聴講学生の聴講料は、第39条に規定する協定による。

4 納入した第1項及び第2項に規定する納付金は、原則として返還しない。

附 則（昭和40年11月24日制定、昭和41年3月18日文部大臣認可）

本学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年11月22日一部改正、昭和43年3月30日文部大臣承認）

本学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年11月27日一部改正、昭和45年3月26日文部大臣承認）

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月24日一部改正）

1 本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

2 昭和44年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則（昭和45年5月27日一部改正）

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年11月24日一部改正、昭和46年3月31日文部大臣承認）

本学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年3月30日一部改正)

- 1 本学則は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 昭和45年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和46年11月26日一部改正、昭和47年3月30日文部大臣承認)

- 1 本学則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 昭和46年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 昭和46年度以前の入学者であって、修士課程に在学する者は、研究科の承認を得て、昭和47年度に開設された専攻課程に移ることができる。改正前の学則により既に取得した単位の読替は研究科委員会の議によって定める。

附 則 (昭和47年11月22日一部改正、昭和48年3月28日文部大臣承認)

本学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年11月22日一部改正)

本学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年2月12日一部改正)

- 1 本学則は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 昭和47年度以前の工学研究科の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和48年11月27日一部改正、昭和49年3月28日文部大臣承認)

本学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月26日一部改正)

本学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月29日一部改正)

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月26日一部改正)

- 1 本学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 昭和50年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。ただし、工学研究科の校納金の額は「金 280,000円」とする。

附 則 (昭和52年3月28日全部改正)

- 1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 昭和51年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和50年度以前の工学研究科入学者に適用される校納金の額は「金 300,000円」とする。

附 則 (昭和53年3月28日一部改正)

- 1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 昭和52年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和51年度以前の工学研究科入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和51年度 「金 430,000円」

昭和50年度以前「金 310,000円」

昭和53年度 「金 550,000円」

附 則 (昭和54年3月27日一部改正)

- 1 本学則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 昭和53年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和53年度以前の工学研究科入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和52年度 「金 550,000円」

昭和51年度 「金 430,000円」

昭和50年度以前「金 310,000円」

附 則 (昭和55年3月27日一部改正)

- 1 本学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 昭和54年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和54年度以前の工学研究科入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和54年度 「金 580,000円」

昭和53年度 「金 560,000円」

昭和52年度 「金 560,000円」

昭和51年度 「金 430,000円」

附 則 (昭和56年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和55年度以前の工学研究科入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和55年度 「金 610,000円」

昭和54年度 「金 590,000円」

昭和53年度 「金 570,000円」

昭和52年度 「金 570,000円」

附 則 (昭和57年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和56年度以前の工学研究科入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

入学年度	金額
昭和56年度	金 680,000円
昭和55年度	金 640,000円
昭和54年度	金 590,000円
昭和53年度	金 570,000円

附 則 (昭和58年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 昭和57年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費及び実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和59年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和58年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費及び実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和60年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、入学考查料については、昭和60年度入学志願者から適用する。
- 2 昭和59年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費及び実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和61年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 昭和60年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費及び実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和62年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費及び実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和63年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費及び実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成元年3月28日一部改正)

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、入学考查料については、平成元年度入学志願者から適用する。

- 2 昭和63年度以前の入学者に適用される授業料及び実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによるものとし、施設設備費の額については、次のとおりとする。

(経済学・法学政治学・文学・経営学各研究科)

入学年度 \ 課程	博士前期・修士課程	博士後期課程
昭和63年度	金 123,600円	金 123,600円
昭和62年度	金 123,600円	金 123,600円
昭和61年度以前	金 123,600円	金 103,000円

(工学研究科)

入学年度 \ 課程	博士前期課程	博士後期課程
昭和63年度	金 175,100円	金 175,100円
昭和62年度	金 175,100円	金 175,100円
昭和61年度以前	金 175,100円	金 154,500円

附 則 (平成2年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成元年度以前の入学者に適用される授業料及び実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成2年10月26日一部改正、平成3年3月20日文部大臣承認)

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、入学考査料については、平成3年度入学志願者から適用する。
- 2 平成2年度以前の入学者に適用される授業料及び実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成3年7月18日一部改正)

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則 (平成3年10月25日一部改正、平成4年3月19日文部省届け出受理)

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年12月6日一部改正)

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成3年度以前の入学者に適用される授業料及び実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成4年10月30日一部改正、平成5年3月19日文部大臣承認)

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前の入学者に適用される授業料、施設設備費及び実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成5年10月9日一部改正)

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月25日一部改正)

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、入学考査料については、平成7年度入学志願者から適用する。

附 則 (平成6年9月30日一部改正、平成7年2月28日文部省届け出受理)

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月24日一部改正)

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条の2、第13条及び第14条の規定は、平成7年度入学者から適用する。

附 則 (平成7年5月29日一部改正)

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月25日一部改正)

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年5月31日一部改正、平成8年12月19日文部大臣承認)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条及び第7条の規定は、平成9年度以降の入学者から適用し、平成8年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月28日一部改正)

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年5月30日一部改正、平成9年12月19日文部大臣承認)

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年5月28日一部改正、平成11年12月22日文部省届け出受理)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日一部改正)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月29日一部改正、平成12年7月10日・同8月4日文部省届け出受理)

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月23日一部改正)

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (2002年3月29日一部改正)

- 1 この学則は、2002年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項及び第2項の規定は、2002年度以降の入学者から適用し、2001年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2003年3月28日一部改正)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2004年3月26日一部改正、2003年11月27日文部科学大臣認可)

- 1 この学則は、2004年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学大学院学則の規定は、2004年度以降の入学者から適用し、2003年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2005年3月25日一部改正)

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則 (2006年3月24日一部改正)

- 1 この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 第25条の2の規定は、2006年度からの研究科又は専攻の変更を希望する者から適用する。
- 3 改正後の別表(1)の規定は、2006年度の入学志願者から適用する。

附 則 (2006年10月23日一部改正)

- 1 この学則は、2007年4月1日から施行する。
- 2 経済学研究科経済学専攻及び経営学研究科経営学専攻は、改正後の第6条第1項及び第7条の規定にかかわらず、2007年3月31日に当該各専攻に在学する者が当該各専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則 (2007年3月23日一部改正)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月28日一部改正)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科電気電子工学専攻、応用化学専攻、機械工学専攻、情報処理専攻及び物理情報工学専攻は、改正後の第6条第1項及び第7条の規定にかかわらず、2009年3月31日に当該各専攻に在学する者が当該各専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則 (2010年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学大学院学則の規定は、2010年度以降の入学者から適用し、2009年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2010年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、2011年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学大学院学則の規定は、2011年度以降の入学者から適用し、2010年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 2011年度から2012年度までの間の収容定員は、改正後の第7条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研 究 科	専 攻	2011年度	2012年度
法 務 研 究 科	法 務 専 攻	145	140

附 則 (2011年3月22日一部改正)

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (2012年3月30日一部改正)

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2013年10月4日一部改正)

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学大学院学則の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2014年4月18日一部改正)

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学大学院学則の規定は、2015年度以降の入学者から適用し、2014年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 2015年度から2016年度までの間の収容定員は、改正後の第7条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研 究 科	専 攻	2015年度	2016年度
法 務 研 究 科	法 務 専 攻	120	105

附 則 (2015年3月27日一部改正)

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2017年2月24日一部改正)

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 法科大学院の課程の2017年度から2018年度までの間の収容定員は、改正後の第7条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

[法科大学院の課程]

研 究 科	専 攻	2017年度	2018年度
法 務 研 究 科	法 務 専 攻	60	30

- 3 法務研究科法務専攻は、改正後の第7条の規定にかかわらず、2017年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則 (2017年12月21日一部改正)

この学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2021年4月1日から施行する。

別表第1 (第30条関係)

〔修士課程・博士前期課程〕

項目	研究科 経済経営・法学政治学・ 文学各研究科	理 工 学 研 究 科
入 学 検 定 料	35,000円	35,000円
入 学 金	200,000円	200,000円
授 業 料 (年額)	520,000円	750,000円
施 設 費 (年額)	100,000円	260,000円
設 備 費 (年額)	20,000円	100,000円

(注) 長期履修学生の授業料(年額)、施設費(年額)及び設備費(年額)は、それぞれ上記の額に所定の標準修業年限を乗じ、入学時に許可された修業年限(標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本大学院の課程を履修し、修了するための期間をいう。以下同じ。)で除した額とする。

〔博士前期課程1年制コース〕

項目	研究科 経済経営研究科
入 学 検 定 料	35,000円
入 学 金	200,000円
授 業 料 (年額)	520,000円
施 設 費 (年額)	100,000円
設 備 費 (年額)	20,000円

〔博士後期課程〕

項目	研究科 経済経営・法学政治学・ 文学各研究科	理 工 学 研 究 科
入 学 検 定 料	35,000円	35,000円
入 学 金	200,000円	200,000円
授 業 料 (年額)	440,000円	610,000円
施 設 費 (年額)	100,000円	260,000円
設 備 費 (年額)	20,000円	100,000円

(注) 長期履修学生の授業料(年額)、施設費(年額)及び設備費(年額)は、それぞれ上記の額に所定の標準修業年限を乗じ、入学時に許可された修業年限で除した額とする。

別表第2 (第30条関係)

項目	研究科 経済経営・法学政治学・ 文学各研究科	理 工 学 研 究 科
在 籍 料 (年額)	150,000円	150,000円

(注) 在籍料は、休学期間が半年の場合は、半額とする。

別表第3 (第41条関係)

研 究 生

項目	研究科	経済経営・法学政治学・ 文学各研究科	理 工 学 研 究 科
入 学 検 定 料		35,000円	35,000円
登 録 料		50,000円	50,000円
研 修 料 (年額)		400,000円	600,000円

(注) 研修料は、研修期間が半年の場合は、半額とする。

聴 講 生

項目	研究科	経済経営・法学政治学・ 文学各研究科	理 工 学 研 究 科
聴 講 料 (1科目年額)		40,000円	40,000円

(注) 1科目とは、週2時間通年の講義をいう。週2時間半年の講義の場合は、半額とする。

委 託 生

項目	研究科	経済経営・法学政治学・ 文学各研究科	理 工 学 研 究 科
登 録 料		50,000円	50,000円
研 修 料 (年額)		400,000円	600,000円

(注) 研修料は、研修期間が半年の場合は半額とする。

科目等履修生

項目	研究科	経済経営・法学政治学・ 文学各研究科	理 工 学 研 究 科
入 学 検 定 料		10,000円	10,000円
登 録 料		30,000円	30,000円
履修料 (1単位につき)	講義・演習科目	15,000円	15,000円
	実験・実習科目	20,000円	20,000円

変更事項を記載した書類及び変更部分の新旧対照表

I 変更の事由

2021年3月31日に成蹊大学大学院法務研究科を廃止したため。

II 変更点

(1) 第3条第1項

- ・「法科大学院の課程」の規定を削除し、本大学院に置く課程を「修士課程及び博士課程」に改める。

(2) 第3条第5項

- ・法科大学院の課程の標準修業年限を規定した本条項を削除する。

(3) 第5条第2項

- ・「法科大学院の課程の在学期間」の規定を削除し、博士後期課程の在学期間のみ規定することに改める。

(4) 第6条第1項

- ・「法務研究科法務専攻」及び「法科大学院の課程」を削除する。

(5) 第7条の4

- ・第7条の4以降の規定を法務研究科に適用しないことを規定した本条を削除する。

(6) 附則

- ・施行日を規定する。

成蹊大学大学院学則の一部を改正する学則新旧対照表

新 (改 正)	旧 (現 行)
<p>(課程、修業年限等)</p> <p>第3条 本大学院に<u>修士課程及び博士課程</u>を置く。</p> <p>2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。</p> <p>3 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。</p> <p>4 博士前期課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合で、教育研究上の必要があるときは、標準修業年限を1年とすることができる。 (削除)</p> <p>(在学期間)</p> <p>第5条 修士課程及び博士前期課程の在学期間は、4年を超えることができない。ただし、第3条第4項に定める博士前期課程の在学期間は、2年を超えることができない。</p> <p>2 <u>博士後期課程</u>の在学期間は、6年を超えることができない。</p> <p>3 再入学した者の在学期間は、再入学前の在学年数を通算して、前2項の年数を超えることができない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第7条の3に定める長期履修学生の在学期間については、各研究科規則において別段の定めをすることができる。</p>	<p>(課程、修業年限等)</p> <p>第3条 本大学院に<u>修士課程及び博士課程並びに専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする課程（以下「法科大学院の課程」という。）</u>を置く。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 (同左)</p> <p>5 <u>法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。</u></p> <p>(在学期間)</p> <p>第5条 (同左)</p> <p>2 <u>法科大学院の課程及び博士後期課程の在学期間は、6年を超えることができない。ただし、成蹊大学法科大学院学則（以下「法科大学院学則」という。）第24条に規定する法学既修者にあつては、4年を超えることができない。</u></p> <p>3 (同左)</p> <p>4 (同左)</p>

成蹊大学大学院学則の一部を改正する学則新旧対照表

新 (改 正)	旧 (現 行)																																												
<p>(研究科及び専攻)</p> <p>第6条 本大学院に次の研究科及び専攻を置き、<u>修士課程、博士課程</u>の別は、課程の欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="125 443 965 810"> <thead> <tr> <th>研究科</th> <th>専攻</th> <th>課程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理工学研究科</td> <td>理工学専攻</td> <td>博士課程</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">経済経営研究科</td> <td>経済学専攻</td> <td rowspan="2">博士課程</td> </tr> <tr> <td>経営学専攻</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法学政治学研究科</td> <td>法律学専攻</td> <td rowspan="2">博士課程</td> </tr> <tr> <td>政治学専攻</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">文学研究科</td> <td>英米文学専攻</td> <td rowspan="3">博士課程</td> </tr> <tr> <td>日本文学専攻</td> </tr> <tr> <td>社会文化論専攻</td> </tr> <tr> <td>(削 除)</td> <td>(削 除)</td> <td>(削 除)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 博士前期課程において、第3条第4項に定める教育を行う場合で、通例の時間又は時期と併せて第9条の2に定める教育方法により教育上支障を生じないときは、各研究科規則の定めるところにより、標準修業年限を1年とする履修上のコース(以下「1年制コース」という。)を置くことができる。</p> <p>第7条の4 <u>削除</u></p> <p>附 則 この学則は、2021年4月1日から施行する。</p>	研究科	専攻	課程	理工学研究科	理工学専攻	博士課程	経済経営研究科	経済学専攻	博士課程	経営学専攻	法学政治学研究科	法律学専攻	博士課程	政治学専攻	文学研究科	英米文学専攻	博士課程	日本文学専攻	社会文化論専攻	(削 除)	(削 除)	(削 除)	<p>(研究科及び専攻)</p> <p>第6条 本大学院に次の研究科及び専攻を置き、<u>修士課程、博士課程、法科大学院の課程</u>の別は、課程の欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 443 2000 810"> <thead> <tr> <th>研究科</th> <th>専攻</th> <th>課程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同 左)</td> <td>(同 左)</td> <td>(同 左)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(同 左)</td> <td>(同 左)</td> <td rowspan="2">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>(同 左)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(同 左)</td> <td>(同 左)</td> <td rowspan="2">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>(同 左)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(同 左)</td> <td>(同 左)</td> <td rowspan="3">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>(同 左)</td> </tr> <tr> <td>(同 左)</td> </tr> <tr> <td>法務研究科</td> <td>法務専攻</td> <td>法科大学院の課程</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (同左)</p> <p>(規定の不適用等)</p> <p>第7条の4 <u>この学則の次章以降の規定は、別段の定めのない限り、法務研究科には適用しない。</u></p> <p>2 <u>法務研究科の学則は、法科大学院学則として別に定める。</u></p> <p>3 <u>第5条第4項及び前条中「各研究科規則」とあるのは、法務研究科にあつては「法科大学院学則」と読み替えるものとする。</u></p>	研究科	専攻	課程	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)	法務研究科	法務専攻	法科大学院の課程
研究科	専攻	課程																																											
理工学研究科	理工学専攻	博士課程																																											
経済経営研究科	経済学専攻	博士課程																																											
	経営学専攻																																												
法学政治学研究科	法律学専攻	博士課程																																											
	政治学専攻																																												
文学研究科	英米文学専攻	博士課程																																											
	日本文学専攻																																												
	社会文化論専攻																																												
(削 除)	(削 除)	(削 除)																																											
研究科	専攻	課程																																											
(同 左)	(同 左)	(同 左)																																											
(同 左)	(同 左)	(同 左)																																											
	(同 左)																																												
(同 左)	(同 左)	(同 左)																																											
	(同 左)																																												
(同 左)	(同 左)	(同 左)																																											
	(同 左)																																												
	(同 左)																																												
法務研究科	法務専攻	法科大学院の課程																																											

成蹊大学法科大学院学則【廃止】

制 定 2003年11月27日
文部科学大臣認可

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、成蹊大学大学院学則第7条の4第2項の規定に基づき、成蹊大学大学院法務研究科(法科大学院)(以下「本大学院」という。)について定める。

(人材の養成及び教育研究上の目的)

第2条 本大学院は、高度な実践能力を有する法曹を養成するため、法理論と法実務を架橋した教育により、問題解決能力及び法曹倫理を修得させ、かつ、関連分野の基礎的素養を涵養することを目的とする。

(情報の公表)

第3条 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

(第三者評価)

第4条 本大学院は、教育研究活動等の状況について、文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)による評価を受けるものとする。

第2章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第5条 本大学院には、次の各号いずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を有すると認められる専任教員を、必要数置くものとする。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 前項に規定する専任教員のうちには、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を相当数含むものとする。

3 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図ることを目的として組織的な研修及び研究を行うための委員会を置く。

4 前項に定める委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(法務研究科長)

第6条 本大学院に、法務研究科長(以下「研究科長」という。)を置く。

2 研究科長は、学長を補佐し、本大学院に関する校務をつかさどる。

3 研究科長の選任等に関し必要な事項は、別に定める。

(法科大学院教授会)

第7条 本大学院に、法科大学院教授会(以下「教授会」という。)を置く。

2 教授会は、本大学院所属の専任の教授をもって構成する。ただし、必要があると認める場合には、専任の准教授及び講師を構成員とすることができる。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 教授会に関する規則は、別に定める。

第3章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第8条 第1条の2に掲げる目的を達成するために必要な本大学院における授業科目の内容及び単位数並びに必修選択の区分は、別表第1に定めるとおりとする。

2 履修方法については、別に定める。

(長期履修学生の受入れ)

第9条 本大学院に長期履修学生を受け入れることができる。

2 長期履修学生の修業年限(標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本大学院の課程を履修し、修了するための期間をいう。)は、4年又は5年とする。

(履修計画)

第10条 学生は、別表第1に定める授業科目を計画的かつ体系的に履修しなければならない。

(履修科目の制限)

第10条の2 第8条に定める教育課程に、あらかじめ定められた授業科目の単位数を修得していなければ履修を認めない授業科目を置くことができる。

(進級要件)

第10条の3 第8条に定める教育課程に、次の年次に進級するために必要な一定の要件を定めることができる。

(履修登録)

第11条 学生は、毎学年又は学期の始めに、履修しようとする授業科目について登録しなければ、試験を受け、単位の認定を受けることができない。

2 学生(長期履修学生を除く。)が各年次において履修することのできる単位数は、次の単位を超えることができない。

(1) 1年次の学生(第24条に規定する法学既修者を除く。) 40単位

(2) 2年次の学生(第24条に規定する法学既修者を除く。) 42単位

(3) 前2号以外の学生 36単位

3 長期履修学生が各年次において履修することのできる単位数は、修業年限が4年の場合にあつては28単位、5年の場合にあつては22単位を超えることができない。

4 前2項の規定にかかわらず、最終年次の学生が履修することのできる単位数は、研究科長が別に定める。

(単位の計算方法)

第12条 各授業科目の単位の計算については、成蹊大学学則第36条の規定を準用する。

(授業の方法等)

第13条 本大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行う。

2 授業の方法については、前項に規定するほか、成蹊大学学則第36条の2の規定を準用する。

3 本大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

(教育方法の特例)

第14条 本大学院は、教育上特別の必要があると認めるときは、通例と異なる特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第4章 試験及び単位の認定

(学期末試験)

第15条 学期末試験は、学年末又は学期末において行う。ただし、研究科長が必要と認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(最低所要出席日数)

第16条 各授業科目について、出席日数が出席すべき日数の3分の2に達しない学生は、その授業科目の単位の認定を受けることができない。

(追試験)

第17条 所定の試験日に試験を受けることができなかった学生に対しては、欠席の理由が傷病、忌引その他やむを得ないものと認められる場合には、願い出により追試験を行う。

2 追試験に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の認定)

第18条 授業科目の単位の認定は、当該授業科目の担当教員が、授業への出席状況、授業での発言、課題への対応状況その他日常の授業への取組みと成果を考慮した多面的な成績評価を行った上で試験等により行う。

(成績評価基準)

第19条 授業科目の成績評価は、上位よりS(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、F(59点以下)の5段階をもって表示し、Fを不合格、その他を合格とする。なお、単位認定科目はT、履修中止はWと表示する。

2 前項の成績評価による学業結果のうち、本大学院の課程の修了に必要な単位として算入することのできる授業科目(T及びWの成績評価を受けた授業科目を除く。以下この条において同じ。)の学業成績を総合的に判断する指標として、評定平均値(Grade Point Average。以下「GPA」という。)を用いる。

3 GPAは、修了に必要な単位として算入することのできる授業科目の成績評価のうち、Sに4.0、Aに3.0、Bに2.0、Cに1.0、Fに0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、修了に必要な単位として算入することのできる授業科目の総履修登録単位数で除して算出する。

4 第1項に係る評価に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第20条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学の大学院(以下「外国の大学院」という。)に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院(法科大学院を除く。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、転入学、編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第2項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第5章 課程の修了及び学位の授与

(課程の修了要件及び修了の認定)

第22条 本大学院の課程の修了要件は、本大学院に3年以上在学し、別表第2に定める修了に必要な修得単位数に算入することのできる単位として98単位以上を修得し、かつ、通算GPAが1.5以上とする。

2 前項の修了要件を満たした者については、成蹊大学学位規則の定めるところにより、教授会の議を経て、学長が課程の修了を認定する。

(在学期間の短縮)

第23条 第21条第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科長が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第24条 本大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第22条第1項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で研究科長が認める期間在学し、同項に規定する単位については30単位を超えない範囲で研究科長が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第20条第1項及び第2項並びに第21条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(学位の授与)

第25条 本大学院の課程を修了した者には、学長は、法務博士(専門職)の学位を授与する。

第6章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第26条 学年、学期及び休業日は、成蹊大学学則の定めるところによる。

2 教育上特別の必要がある場合には、前項の休業日に授業を行うことができる。

第7章 入学、休学、復学、留学、転入学、編入学、退学、再入学及び除籍

(入学時期)

第27条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第28条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者

(2) 独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣が指定した者

(8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(入学志願の手続)

第29条 入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、定められた期日までに提出しなければならない。

(入学の許可)

第30条 入学を志願した者に対しては、別に定める方法により選考の上、入学を許可する。

2 前項の規定による入学の許可は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学者の選抜)

第31条 入学者の選抜に当たっては、法学部又は法学科その他の法学に関する学部等以外の学部の課程を修了して卒業した者、社会人等、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

2 入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。

(入学手続)

第32条 入学許可を得た者は、保証人連署の証書を所定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の証書を提出しない者は、入学許可を取り消す。

(休学)

第33条 病気その他の理由により、3カ月以上就学することができない場合は、所定の願書を提出し、教授会の議を経て、学長の許可により休学することができる。

- 2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある者については、更に1年の延長を認めることができる。
- 3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第34条 休学中の者が復学を希望する場合は、所定の願書を提出し、教授会の議を経て、学長の許可により復学することができる。

(留学)

第35条 第20条の規定に基づき、外国の大学院で学修することを希望する者は、留学することができる。

- 2 前項の規定による留学の許可は、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 留学期間は、次のとおりとする。
 - (1) 1年を超えることができない。
 - (2) 第22条第1項及び成蹊大学大学院学則第5条第2項の適用については、在学期間に算入する。
- 4 その他留学に関し必要な事項は、別に定める。

(転・編入学)

第36条 他大学の大学院から転入学又は編入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 前項の規定による入学の許可は、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 第1項の規定により入学した者の在籍年次は、本大学院において修得したとみなされる単位数を勘案して、教授会の議を経て、研究科長が決定する。

(退学)

第37条 病気その他の理由により、退学しようとする者は、所定の願書を提出し、教授会の議を経て、学長の許可により退学することができる。

(再入学)

第38条 本大学院を退学した者又は次条第2号の規定により除籍された者が再入学を志願するときは、選考の上、再入学を許可することがある。

- 2 前項の規定による再入学の許可は、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 再入学の時期は、許可された年度の翌年度始めとする。

(除籍)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 在学期間が所定の年数を超える者
- (2) 授業料等の納付金又は在籍料を滞納し、催告してもこれに応じない者

第8章 入学検定料、入学金及び授業料等の納付金

(納付金)

第40条 入学検定料、入学金及び授業料等の納付金の額は、別表第3に定めるとおりとする。

- 2 休学中は、授業料等の納付金を納入しなければならない。ただし、休学期間が学期の全期間にわたる場合には、その学期について納入すべき授業料等の納付金の納入を要せず、別表第4に定める在籍料を納入するものとする。
- 3 留学中は、留学期間が学期の全期間にわたる場合には、その学期について納入すべき授業料等の納付金を減額する。
- 4 退学する場合には、退学の日属する学期について納入すべき授業料等の納付金又は在籍料を納入しなければならない。
- 5 授業料等の納付金及び在籍料の納入に関して必要な事項は、別に定める規則による。
- 6 納入した授業料等の納付金及び在籍料は、原則として返還しない。
- 7 在学中に納入すべき授業料等の納付金その他の納付金が改定された場合は、改定後の額を納入しなければならない。

第9章 奨学制度

第41条 本大学院に奨学制度を置く。

2 奨学制度についての規則は、別に定める。

第10章 賞罰

第42条 賞罰については、成蹊大学学則第13章の規定を準用する。

第11章 施設及び設備

第43条 本大学院に教育上必要な講義室、演習室、自習室等の施設及び器具、図書等の資料等の設備を置く。

2 成蹊大学の施設は、必要に応じ、本大学院学生の教育及び指導のために使用することができる。

第12章 厚生施設

第44条 本大学院の学生は、成蹊大学学則第52条に掲げる成蹊学園厚生施設を使用することができる。

第13章 科目等履修生、特別聴講学生及び法務研究科研究生

(科目等履修生)

第45条 本大学院において、一つ又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者があるときは、本大学院の教育及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第46条 本大学院と他の大学院との協定に基づき、当該他の大学院の学生が本大学院において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、特別聴講学生として履修を許可することができる。

(法務研究科研究生)

第47条 本大学院を修了し、引き続き法曹になるために勉学に励む意欲がある者については、選考の上、法務研究科研究生として入学を許可することができる。

(履修料等の納付金)

第48条 科目等履修生及び法務研究科研究生の履修料等の納付金の額は、別表第5に定めるとおりとする。

2 前項に定める履修料等の納付金の納入に関して必要な事項は、別に定める規則による。

3 特別聴講学生の聴講料は、第46条に規定する協定による。

4 納入した履修料等の納付金は、原則として返還しない。

附 則 (2004年3月26日制定、2003年11月27日 文部科学大臣認可)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (2006年3月24日一部改正)

1 この学則は、2006年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第3の規定は、2006年度以降の入学者から適用し、2005年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2007年3月23日一部改正)

1 この学則は、2007年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、2007年度以降の入学者から適用し、2006年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第1の表 法律基本科目 (ファンダメンタルズ) 選択科目の項中「不動産契約法」は、2006年度以前の入学者についても適用する。

4 第2項の規定にかかわらず、2006年度以前の入学者については、別表第1の表 実務基礎科目 (アプレンティスシップ) 必修科目の項中

「

	民事実務基礎②	刑事実務基礎②
		法曹倫理②

 」 とあるのは

「

	民事実務基礎②	刑事実務基礎②	法曹倫理②
--	---------	---------	-------

 」 と

読み替えるものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表第1の表 基礎法学・隣接科目 (パースペクティブズ)

選択科目の項中「法と政治」並びに同表展開・先端科目（フロンティアズ）選択科目の項中「公法特殊講義Ⅰ」から「刑事法特殊講義Ⅰ」までの授業科目、「演習Ⅲ」及び「公法特殊講義Ⅱ」から「演習Ⅴ」までの授業科目については、2006年度以前の入学者についても適用する。

附 則（2008年3月28日一部改正）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日一部改正）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2010年3月26日一部改正）

1 この学則は、2010年4月1日から施行する。

2 改正後の成蹊大学法科大学院学則の規定は、2010年度以降の入学者から適用し、2009年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第1の表 基礎法学・隣接科目（パースペクティブズ）選択科目の項中「EU法」から「法制史」までの授業科目並びに同表展開・先端科目（フロンティアズ）選択科目の項中「ジェンダーと法」及び「消費者法」については、2009年度以前の入学者についても適用する。

附 則（2011年3月22日一部改正）

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則（2012年3月30日一部改正）

1 この学則は、2012年4月1日から施行する。

2 改正後の成蹊大学法科大学院学則の規定は、2012年度以降の入学者から適用し、2011年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、2010年度及び2011年度入学者における、2012年度以降の授業料等の納付金については、次のとおりとする。

(1) 長期履修学生を除く正規生

項 目	2011年度入学者	2010年度入学者
授 業 料 (年額)	1,050,000円	1,050,000円
施 設 費 (年額)	240,000円	240,000円
設 備 費 (年額)	60,000円	60,000円

注 在学期間が標準修業年限を超えた場合及び法学既修者が3年次生になった場合の授業料等の納付金は、別に定める。

(2) 長期履修学生（修業年限4年）

項 目	2011年度入学者	2010年度入学者
授 業 料 (年額)	800,000円	825,000円
施 設 費 (年額)	180,000円	180,000円
設 備 費 (年額)	45,000円	45,000円

注 在学期間が修業年限を超えた場合の授業料等の納付金は、別に定める。

(3) 長期履修学生（修業年限5年）

項 目	2011年度入学者	2010年度入学者
授 業 料 (年額)	645,000円	670,000円
施 設 費 (年額)	144,000円	144,000円
設 備 費 (年額)	36,000円	36,000円

注 在学期間が修業年限を超えた場合の授業料等の納付金は、別に定める。

附 則（2013年5月31日一部改正）

この学則は、2013年5月31日から施行する。

附 則（2013年7月25日一部改正）

1 この学則は、2014年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（2013年10月4日一部改正）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学法科大学院学則の規定は、2014年度以降の入学から適用し、2013年度以前の入学については、なお従前の例による。

附 則 (2014年3月28日一部改正)

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学法科大学院学則の規定は、2014年度以降の入学から適用し、2013年度以前の入学については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の第22条中通算GPAの数値に係る改正規定は、2012年度及び2013年度の入学についても適用する。

附 則 (2015年3月27日一部改正)

この学則は、2015年4月1日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

科目区分		授業科目・単位数・配当年次			
		1年次	2年次	3年次	
法律基本科目 (ファンダメンタルズ)					
必修科目	公法系	憲法Ⅰ④			
		行政法Ⅰ② 行政法Ⅱ② 憲法Ⅱ②		公法総合②	
	民事法系	財産法Ⅰ④ 財産法Ⅱ② 財産法Ⅲ② 財産法Ⅳ④ 財産法Ⅴ② 家族関係法② 民事訴訟法Ⅰ④			
		財産法Ⅵ② 企業組織法④ 企業金融法② 民事訴訟法Ⅱ② 民事訴訟法Ⅲ②		民事法総合②	
		民法総合②			
	刑事法系	刑法Ⅰ② 刑法Ⅱ② 刑事訴訟法Ⅰ②			
刑法Ⅲ② 刑事訴訟法Ⅱ② 刑事訴訟法Ⅲ②		刑事法総合②			
選択科目群		判例学習入門② 刑事法基礎② 基本演習Ⅰ②			
		商取引法② 金融決済法② 公法基本特殊講義Ⅰ② 民事法基本特殊講義Ⅰ② 企業法基本特殊講義Ⅰ② 民事手続法基本特殊講義Ⅰ② 刑事法基本特殊講義Ⅰ② 基本演習Ⅱ② 基本演習Ⅲ②			
選択科目群		公法基本特殊講義Ⅱ② 民事法基本特殊講義Ⅱ② 企業法基本特殊講義Ⅱ② 民事手続法基本特殊講義Ⅱ② 刑事法基本特殊講義Ⅱ② 基本演習Ⅳ② 基本演習Ⅴ②			
実務基礎科目 (アプレントイスシップ)					
必修科目		民事実務基礎Ⅰ② 刑事実務基礎Ⅰ② 法曹倫理②			
		民事実務基礎Ⅱ② 刑事実務基礎Ⅱ②			
選択科目		法律英語②			
		リーガル・ライティング② 民事模擬裁判② 刑事模擬裁判② ロイヤリング② クリニック② エクスターンシップ②			
基礎法学・隣接科目 (パースペクティブズ)					
選択科目		アメリカ法Ⅰ② アメリカ法Ⅱ② Law & Economics②			
		法と政治② EU法② 法社会学② 法哲学② 法制史②		企業会計②	

科目区分	授業科目・単位数・配当年次		
	1年次	2年次	3年次
展開・先端科目 (フロンティアズ)			
選択科目	国際法Ⅰ②	国際法Ⅱ②	ジェンダーと法②
	労働法Ⅰ② 労働法Ⅱ② 民事執行・保全法② 倒産処理法Ⅰ② 倒産処理法Ⅱ② 独占禁止法④ 国際経済法④ 工業所有権法Ⅰ② 工業所有権法Ⅱ② 著作権法Ⅰ② 著作権法Ⅱ② 国際私法④ 国際取引法④ 消費者法② 租税法② 刑事学② 金融商品取引法② 企業法務論② 自治体公共政策② 自治体政策実務② 不動産取引法② 環境法② 公法展開特殊講義Ⅰ② 民事法展開特殊講義Ⅰ② 企業法展開特殊講義Ⅰ② 民事手続法展開特殊講義Ⅰ② 刑事法展開特殊講義Ⅰ② 展開演習Ⅱ② 展開演習Ⅲ②		公法展開特殊講義Ⅱ② 民事法展開特殊講義Ⅱ② 企業法展開特殊講義Ⅱ② 民事手続法展開特殊講義Ⅱ② 刑事法展開特殊講義Ⅱ② 展開演習Ⅳ② 展開演習Ⅴ②

別表第2 (第22条関係)

科目区分			区分別必要単位数	修了所要単位数
必修科目	法律基本科目 (ファンダメンタルズ)	公法系	1 2	7 0
		民事法系	3 4	
		刑事法系	1 4	
	実務基礎科目 (アプレントイスシップ)	1 0		
選択科目	法律基本科目 (ファンダメンタルズ)		4 以上	4
	実務基礎科目 (アプレントイスシップ)		4 以上	2 4
	基礎法学・隣接科目 (パースペクティブズ)		4 以上	
	展開・先端科目 (フロンティアズ)		—	
合 計				9 8

別表第3 (第40条関係)

(1) 長期履修学生を除く正規生

項 目	
入 学 検 定 料	35,000円
入 学 金	150,000円
授 業 料 (年額)	1,050,000円
施 設 費 (年額)	240,000円
設 備 費 (年額)	60,000円

(注1) 同一期の入学選考において、法学未修者選考及び法学既修者選考を同時に出願する場合は、一方の入学検定料を免除するものとする。

(注2) 在学期間が標準修業年限を超えた場合及び法学既修者が3年次生になった場合の授業料等の納付金は、別に定める。

(2) 長期履修学生 (修業年限4年)

項 目	
入 学 検 定 料	35,000円
入 学 金	150,000円
授 業 料 (年額)	787,500円
施 設 費 (年額)	180,000円
設 備 費 (年額)	45,000円

(注1) 同一期の入学選考において、法学未修者選考及び法学既修者選考を同時に出願する場合は、一方の入学検定料を免除するものとする。

(注2) 在学期間が修業年限を超えた場合の授業料等の納付金は、別に定める。

(3) 長期履修学生 (修業年限5年)

項 目	
入 学 検 定 料	35,000円
入 学 金	150,000円
授 業 料 (年額)	630,000円
施 設 費 (年額)	144,000円
設 備 費 (年額)	36,000円

(注1) 同一期の入学選考において、法学未修者選考及び法学既修者選考を同時に出願する場合は、一方の入学検定料を免除するものとする。

(注2) 在学期間が修業年限を超えた場合の授業料等の納付金は、別に定める。

別表第4 (第40条関係)

項 目	
在 籍 料 (年額)	150,000円

注 在籍料は、休学期間が半年の場合は、半額とする。

別表第5 (第48条関係)

(1) 科目等履修生

項 目	
入 学 検 定 料	10,000円
登 録 料	30,000円
履修料(1単位につき)	43,000円

(2) 法務研究科研究生

項 目	
研 修 料(年額)	90,000円

注 研修料は、研修期間が半年の場合は、半額とする。